

(参考3)

公示第3号

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、
下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であつて、当該自動車検査証の有効期間
の満了する日が、令和2年2月28日から同年3月31日までのものは、令和2年4月
30日をもって満了するものとする。

記

沖縄県

令和2年2月28日

沖縄総合事務局陸運事務所長



内閣府

令和2年2月28日
沖縄総合事務局運輸部

自動車検査証の有効期間を延長します ～新型コロナウイルス感染症対策～

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、自動車検査証の有効期間が令和2年2月28日から3月31日までの自動車について、全国一律に令和2年4月30日まで自動車検査証の有効期間を延長します。

新型コロナウイルス感染症については、感染の流行を早期に終息させるために、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対応を講じていく必要があります。

自動車検査証の有効期間満了後も自動車を使用しようとするときは、国土交通大臣の行う継続検査を受けなければなりません。早急に感染拡大防止策を実施する必要があるとともに、特に年度末の繁忙期には不特定多数の申請者が全国の運輸支局等の窓口集中するため、感染拡大のリスクが増大することから、道路運送車両法第6.1条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を延長することとし、本日付けで公示しましたのでお知らせします。

○対象車両

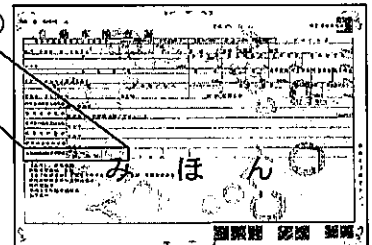
自動車検査証の有効期間が満了する日が、2月28日から3月31日までの自動車全て

(有効期間の確認は、お手持ちの自動車検査証の赤枠欄をご覧ください。)

有効期間の満了する日	平成32年3月31日
------------	------------

○措置内容

自動車検査証の有効期間を4月30日まで延長



○継続検査の手続き

対象車両については、4月30日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の延長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが4月30日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

<お問い合わせ先>

沖縄総合事務局運輸部車両安全課 稲嶺、杉本、
代表 TEL：098-866-0031（内線：85449）